

実施内容	高濃度カリウム注射製剤を用いたカリウム補正
対象者	当院で治療を受ける重症な低カリウム血症を呈した患者
承認期間	2019 年 12 月 16 日～永続
概要	【目的・方法】 低カリウム血症は命に係わる重篤な不整脈の原因となるため、血清カリウム値が低い場合は、カリウムの補充を行う必要があります。基本的には内服でカリウム補充を行います。内服困難場合や重症な場合は注射薬で補充します。カリウム注射製剤の添付文書において、40mEq/L 以下に希釈し、20mEq/時を超えない速度で、1 日投与量として 100mEq 以下で使用するものとされています。しかし、病状によって輸液量を減らす場合や、補正を急ぐ場合には、添付文書の規定よりも高濃度で使用する必要があります。そのような場合、当院ではカリウム濃度として、末梢静脈からは 10mEq/100mL 以下、中心静脈からは 20mEq/100mL 以下での投与を認めています。また、特定の診療科（救命救急科、総合内科、腎内分泌代謝内科、血液腫瘍内科）のみ、1 日投与量として 100mEq を超える使用も認めています。なお、低カリウム血症が改善され次第、高濃度カリウム注射製剤の使用は終了し、添付文書で定められた方法で使用します。 【想定される不利益と対策】 高濃度のカリウム注射製剤投与により、予想より血清カリウム値が上昇することがあります。その場合、不整脈や心不全を起こす恐れがあるため、必ず患者に心電図モニタを装着し、輸液ポンプを使用することを定めています。また、頻回に血清カリウム値を確認し、異常が確認された場合は速やかに減量もしくは中止し、適切に対処します。
お問い合わせ先	東海大学医学部附属病院 医療監査部 医薬品安全管理室 代表：0463-93-1121

2023 年 9 月 13 日 作成